

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|---------------------|-------------------------|--|
| 許認可等の内容 根拠法令及び条項 | | 水洗便所改造資金のあつせんの決定 新座市水洗便所改造資金融資条例第8条 市長は、前条の申込みがあつたときは、あつせんの可否及びあつせん額を決定し、その結果を速やかに当該申請者に通知するものとする。 |
| 所管部課係名 | | インフラ整備部下水道課下水道業務係 |
| 審 査 基 準 | 関係条項 | 新座市水洗便所改造資金融資規則第7条 条例第8条の規定による通知は、水洗便所改造資金融資あつせん決定通知書によるものとする。 |
| | 基準 (未設定の場合はその理由) | 形式審査で足りるため、審査基準の設定は不要である。 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成11年7月1日設定(平成13年9月27日最終変更) |
| 標準 処理 期間 | 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 総日数 7～10日 |
| | 設定等年月日 | 平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更) |